

郵便による申請の取扱いについて

郵便による申請については、原則として申請書の到達日が申請日となります（民法第97条第1項）。
 ただし、申請書に記載した申請年月日（以下「申請書記載日」という。）が到達日から起算して
 前後3開庁日以内の場合は、特例として「申請書記載日」を申請日として扱います。

【参考】

民法第97条第1項
 意思表示は、その通知が相手方に到達
 した時からその効力を生ずる。

申請書記載日が「申請日」になる場合（特例該当） → 次の事例は、申請書記載日（8月1日）が申請日となります。

日付	8月1日	8月2日	8月3日
曜日	月	火	水
申請書記載日	○		
郵便到達日			○
日数	3日目	2日目	起算日 1日目

起算日から数えて3日目なので、
 申請書記載日を申請日とします。

日付	7月31日	8月1日	8月2日	8月3日	8月4日
曜日	木	金	土	日	月
申請書記載日		○			
郵便到達日					○
日数		2日目			起算日 1日目

起算日から数えて2日目なので、申請書記載日を申請日と
 します（開庁日で数えます）。

日付	7月30日	7月31日	8月1日
曜日	水	木	金
申請書記載日			○
郵便到達日	○		
日数	起算日 1日目	2日目	3日目

起算日から数えて3日目なので、
 申請書記載日を申請日とします。

以下の場合には特例には該当しませんのでご注意ください。

到達日が「申請日」となる場合（特例に該当しない場合） → 次の事例は、申請書記載日を無効とし、到達日（8月4日）を申請日とします。

日付	8月1日	8月2日	8月3日	8月4日
曜日	月	火	水	木
申請書記載日	○			
郵便到達日				○
日数	4日目	3日目	2日目	起算日 1日目

起算日から数えて4日目なので、特例には該
 当せず、到達日を申請日とします。

日付	7月30日	7月31日	8月1日	8月2日	8月3日	8月4日
曜日	木	金	土	日	月	火
申請書記載日	○					
郵便到達日						○
日数	4日目	3日目			2日目	起算日 1日目

起算日から数えて4日目なので、特例には該
 当せず、到達日を申請日とします。

日付	8月1日	8月2日	8月3日	8月4日
曜日	月	火	水	木
申請書記載日				
郵便到達日				○
日数				起算日 1日目

申請日の記載がない場合は、到達日を申請日
 として扱います。